

参考資料

2023年6月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

- I. IFRSに係るこれまでの取り組み
- II. IFRSに係る昨今の状況及び論点
- III. のれんの会計処理関連

目次

I. IFRSに係るこれまでの取り組み

II. IFRSに係る昨今の状況及び論点

III. のれんの会計処理関連

中間報告

- 企業会計審議会(2009年6月)は、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表。
- 国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表について、2010年3月期からIFRSの任意適用を認め、また諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当とされた。

(我が国におけるIFRSの適用に向けた課題)

① IFRSの内容

- ✓ 我が国会計に関わる幅広い関係者がIFRSの開発及び改訂の内容やそれらに関する議論を十分に注視・精査するとともに、必要に応じ、我が国会計実務界として適切な意見発信を行い、意見を反映させていくことが不可欠
- ✓ 国際的な会計を巡る議論において我が国の存在感を高めていくため、さらには、我が国会計基準が国際的に高品質であることが認知され続けるよう、コンバージェンスへの努力を継続することが不可欠

② IFRSを適用する場合の言語

- ✓ 我が国の作成者、投資者等がIFRSを理解できることが不可欠であることから、日本語に適切に翻訳され、これが、IFRS(日本語翻訳版)として広く認知されている必要

③ IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保

- ✓ 当局や市場関係者に対する説明責任の強化、基準設定における関係者へのプロセスのフィードバックの充実をはじめとするIFRS財団のデュー・プロセスの確保及びそのガバナンスの改善が図られることが重要

④ IFRSに対する実務の対応、教育・訓練

- ✓ IFRSそのものを我が国企業が適用して財務報告を行う場合には、コンバージェンスとは異なり、我が国の関係者がIFRSを理解し、使いこなすことができることが不可欠

⑤ IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化

- ✓ 会計基準に関する我が国の国際的なプレゼンスを強化することが重要

⑥ XBRLのIFRSへの対応

- ✓ IFRSに基づく財務諸表がXBRL形式により開示可能な状況となっていることが必要

国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)(2012年7月) 及び国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(当面の方針)(2013年6月)

中間的論点整理

- 企業会計審議会(2012年7月)は、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」を公表。
- 連単分離を前提に、コンバージェンス、IFRSの任意適用の積上げを図りつつ、IFRSの適用のあり方について、その目的や我が国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきとされた。
 - ✓ 国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続
 - ✓ IFRSの適用のあり方について、影響等を十分勘案しつつ、引き続き検討
 - ✓ 単体や非上場の中小企業には非適用
 - ✓ IFRSの開発において、わが国の考え方についての的確に意見発信

当面の方針

- 企業会計審議会(2013年6月)は、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(当面の方針)」を公表。
- まずは、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であると考えられることから、「任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法」及び「単体開示の簡素化」について、IFRSへの対応の当面の方針として取り組まれることとなった。
 - ✓ 任意適用要件の緩和(2013年10月に内閣府令を改正)
→IFRS任意適用の対象企業の範囲を拡大
 - ✓ IFRSの適用の方法(「修正国際基準(JMIS)」の作成)
→ピュアなIFRSに加え、日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示す観点から、JMISを作成
 - ✓ 単体開示の簡素化(開示負担の軽減)(2014年3月に内閣府令を改正)
→金商法の単体開示は、できるかぎり会社法の単体開示に揃える
- IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない(当面、判断見送り)。今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当と判断。

- 金融庁は、2014年に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014における「IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、公表する」との記載を踏まえ、IFRS移行を検討している企業の参考とするため、『IFRS適用レポート』を公表。

○ 調査対象

- 任意適用企業 (注1) 40 社
- 任意適用予定企業 (注2) 29 社
- 合計 69 社

(注1) 2015年2月28日時点

(注2) 2015年2月28日までに「IFRSの任意適用を予定している旨」を適時開示した企業

○ 調査方法

- 質問調査
⇒ 69社全社に対して質問調査票を送付(65社から回答)。
- ヒアリング調査
⇒ 問題点などをより具体的に把握するため、65社のうち、28社に対して直接ヒアリングを実施。

○ IFRS導入のメリット

会計基準の変更という意味づけのみならず、「経営管理の高度化」という大局的な視点から検討を進めることが重要であると認識する企業が多く存在。

○ IFRS導入のコスト

企業の規模やIFRS導入の目的に応じてコストは異なることから、各企業において、効率的で柔軟なコスト対応が図られることが課題。

○ 会計人材の裾野の拡大

企業・監査法人の双方において、IFRSに精通した会計人材の育成が課題。

○ 他社との連携や他社事例の分析・活用

効果的で円滑な移行プロセスにつなげるためには、他社との連携や、他社事例の分析・活用が有効との意見が多数。

IFRSへの移行の主なメリット

- 「経営管理の高度化」(回答中、最多の29社(回答企業の44.6%))
 - ・ 共通の「モノサシ」で(海外子会社を含めた)連結グループの業績を認識・測定し、業務の効率性を公正に評価できる
 - ・ 海外子会社から決算データをIFRSベースで収集することにより、事業上の課題を早期に発見し、財務の透明性・ガバナンスを高めることが可能に
 - ・ IFRSの導入は、財務会計基準の変更ではなく、経営管理の高度化を図るプロジェクト
- 「同業他社との比較可能性の向上」、「投資家への説明の容易さ」(回答中、21社(回答企業の32.3%))
 - ・ 先にIFRSに移行した国内の競合他社や、国外の競合他社との、投資家及び自社にとっての比較可能性が向上
 - ・ これまで、IFRSとの差異を意識しながら海外投資家に説明を行っていたが、IFRSに移行したことにより、有報のために作成した財務諸表をそのまま海外投資家への説明に利用できるようになり、利便性が向上
- 「自社の業績の適切な反映」(回答中、6社(回答企業の9.2%))

IFRSへの移行プロセスと社内体制

- 移行を提案した主体は、様々。
 - ・ CEOやCFOが直接関与した「トップダウン方式」
(例)海外での資金調達を経営陣が決定し、これを実現するために、IFRSの適用が指示された。
 - ・ 経理部門中心に提案がなされた「ボトムアップ方式」
(例)経営管理の高度化を目指して、経理部門の提案によりプロジェクトが始まった。
- 移行を決定した経緯にかかわらず、全社的な取組みが重要と回答。
 - ・ 子会社の実務レベルでは移行に消極的な対応もあったため、親会社のプロジェクトチームが関連部署を巻き込んでいくことが必要であった
 - ・ 「連結経営」の深化を経営課題として認識し、IFRS導入プロジェクトを経理部門のみでなく、全社プロジェクトとして位置付け

IFRSへの移行コスト

- 移行コストは、企業の規模やシステムの構築方針、「IFRS導入の目的・メリットとして何に重点を置くか」により、様々。
 - ・ 大規模会社で子会社数も多く幅広い事業展開をしており、かつ、「経営管理の高度化」に重点が置かれる場合
⇒ IFRSの導入とともにシステムの全面改修を伴い、コストは相対的に多額となる
 - ・ 「同業他社との比較可能性」や「投資家への説明の容易さ」等に重点が置かれる場合
⇒ 連結仕訳の調整のみ、または連結仕訳の調整中心のシステム対応が可能。規模が相対的に小さく単一業種であるようなケースでは、極めて少額で対応できている例も

IFRSへの移行時のその他の課題と対処

- 会計処理に関する課題
 - ・ 特定の会計基準(特に見積りの要素が大きい会計項目)への対応について、社内での人材不足もあり、システム対応・現場対応等が煩雑化することも。
⇒ IFRSは原則主義であることを踏まえ、ビジネスモデルに基づく会計処理のあり方について、社内ですばやく入念な検討をすることにより、効率的な対応が可能となるのではないかとの回答。
- 監査対応に関する課題
 - ・ 事例が少ないことを理由に監査法人から形式的な解釈を示されることや、監査法人に会計処理の照会をする際(監査法人が海外提携先の本部に確認するため)回答に時間を要することも。
⇒ 「導入事例の増加により、改善しつつある」、「監査法人と早期に緊密なコミュニケーションを図ることで、監査が円滑化しつつある」との意見も。
- 一層の会計実務の高度化、監査対応の円滑化のため、IFRSに関する知識・経験が豊富な人材の裾野の拡大が図られることが課題。
⇒ 社内研修の実施、決算業務におけるOJT、IFRSを適用している海外子会社からの人員受入れ等による、IFRSに精通した人材の育成及び確保を図っているとの回答。

銀行法施行規則

- 2010年3月期から連結財務諸表へのIFRSの任意適用が容認されたあとも、銀行グループに関する当局報告及び各種規制は日本基準を前提としていた。
- 銀行業界からはIFRSを任意適用した場合の制度整備についての要望が寄せられていた。
- 銀行業のIFRS適用を促すため、銀行グループがIFRSを任意適用する場合には、当局報告及び各種規制もIFRSベースとなるよう制度改正を実施(2017年11月)。
 - ✓ 開示・報告様式の手当て
銀行グループがIFRSを任意適用した場合には、当局報告もIFRSで対応できるよう改正
 - ✓ 銀行グループに対する規制の手当て
銀行グループがIFRSを適用すると、連結の範囲が広がる可能性がある。この場合において、「連結ベース」で定められている各種規制※についても、IFRSに基づくものとなるよう関連する規定を改正

※自己資本比率規制、レバレッジ比率規制、大口信用供与規制、アームズレングスルール、業務範囲規制

保険業法施行規則

- 保険グループに関する当局報告及び各種規制についても、銀行制度と同様に日本基準を前提としていた。
- IFRS第17号(保険契約)が公表されたことに伴い、保険業界からはIFRSを任意適用した場合の制度整備についての要望が寄せられていた。
- 2023年1月のIFRS第17号(保険契約)の適用等を踏まえ、保険業法上の連結業務報告書等にIFRS任意適用を可能とするよう制度改正を実施(2023年3月)。

目次

I. IFRSに係るこれまでの取り組み

II. IFRSに係る昨今の状況及び論点

III. のれんの会計処理関連

IFRSの国際的な適用の進捗状況評価

IFRS財団によるIFRSの国際的な適用の進捗状況評価（2023年5月時点）
—168法域の概要（公表サマリーを要約）—

IFRSを「強制適用せず」（22法域）

- IFRSの強制適用せず、任意適用を認める（13法域）
 - 日本、スイス、バミューダ、ケイマン諸島、グアテマラ、ホンジュラス、マダガスカル、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、スリナム、東ティモール、ベリーズ
- 金融機関にIFRSを強制適用（上場企業には適用せず）
 - イラク
- IFRSのアドプション又は自国基準のコンバージェンスの途中
 - インドネシア
- 自国基準を使用（7法域）
 - 米国、中国、ベトナム、エジプト、インド、ボリビア、マカオ

IFRSを「強制適用」（146法域）

- 全てまたは大部分の主要企業(注)に対しIFRSを強制適用（140法域）
（注）上場企業や金融機関
- 金融機関を除くすべての上場会社にIFRSを強制適用（6法域）
 - アルゼンチン、エルサルバドル、イスラエル、メキシコ、ペルー、ウルグアイ
- 地域別のIFRSを強制適用状況（法域）

	全体	強制適用
アジア・オセアニア	35	28
欧州	44	43
南北アメリカ	37	26
アフリカ	39	37
中東	13	12
合計	168	146

IFRS任意適用推進

- 我が国におけるIFRS任意適用は、2010年3月31日以降終了する連結会計年度から開始された。
- 現在(2023年4月末時点)、全上場企業の時価総額に占める割合は、IFRS任意適用企業の時価総額は過半数に迫るところである。一方で、市場区分別(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場)のIFRS任意適用企業の時価総額割合は市場区分により大きな差が見られる状況である。
- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であるプライム市場においては、時価総額が比較的大きい企業は、IFRS任意適用が比較的に進んでいるが、一部の業種においては適用が進んでいない。
- 企業会計審議会総会(2023年4月7日)において、会計基準の選択は、各企業の経営判断の結果であるため、現時点でIFRS任意適用しない会社は、その必要性がないと判断しているケースが多いのではないかとの意見があった一方で、IFRSの任意適用を推進していくために、例えば、プライム市場においては、コーポレートガバナンス・コードにIFRS任意適用に関する規定を加えること等も考えられるとの意見があった。

会計基準の変更

- 企業会計審議会(2013年6月)が公表した「当面の方針」に基づき、4つ会計基準(日本基準、IFRS、米国会計基準、JMIS)が並存している状態は、将来的に会計基準が収斂していく過程での一つのステップとしての位置付けている。
- 過去の企業会計審議会の資料(注)において、IFRS任意適用の際、「日本基準とIFRSとの間で有利な方を選択する企業が増加する。」との懸念に対して、下記の見解を示している。
 - ⇒我が国における企業会計原則では、「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされており、我が国における基本的な会計の考え方を踏まえれば、IFRSの任意適用を選択した企業は合理的な理由なく日本基準等へ変更することはできない。

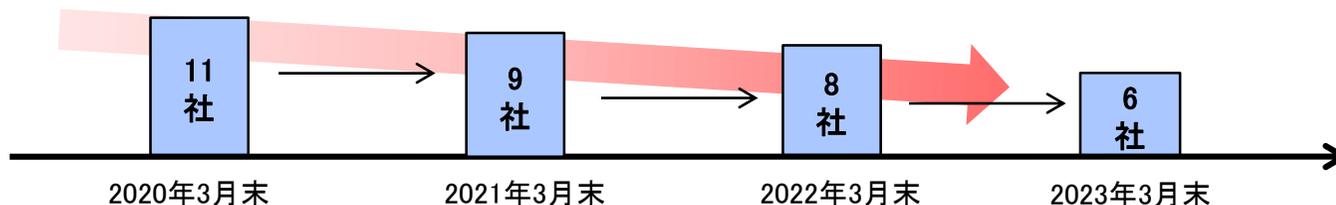
修正国際基準(JMIS)

- 企業会計審議会(2013年6月)が公表した「当面の方針」において、「我が国がIASBに対して意見発信を行っていく上で、日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示すことは有用」との記述が盛り込まれた。
- 当該内容を踏まえ、2015年にASBJはピュアなIFRSから下記項目を修正した「修正国際基準」を公表した。
 - ・ 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」
 - ・ 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」
- 2023年3月末時点でJMISを適用する企業はない中で、JMISを会計基準として維持するためには、ASBJにおけるエンドースメント(承認)手続きなど一定程度のリソースを割き、維持コスト等がかかるとの考えがある一方で、のれん等について、今後も、引き続き我が国の意見発信手段として活用するため維持すべきという考えがある。

米国会計基準

- 米国会計基準適用企業は、IFRS任意適用企業増加に伴い、年々減少している状況であり、2023年3月末時点では、6社(IFRS任意適用することを公表している企業等を除く)が適用している。なお、米国会計基準の適用については、同基準で作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会(SEC)に登録することが要件となっている。ただし、1977年以前から同基準の使用が認められた企業においては、SEC登録を止めた後も適用が継続可能となっている。
- 現在、米国会計基準を適用している企業にヒアリングしたところ、競合他社が米国企業である、米国での事業活動が重要である、経営管理を米国会計基準で行っている、既に米国会計基準を適用し米国市場での資金調達をしている等の理由から、IFRSに移行するメリットやインセンティブが見いだせない等の意見があった。

(参考) 米国会計基準適用企業の推移 (※IFRS任意適用することを公表している企業を除く)



個別財務諸表へのIFRS任意適用

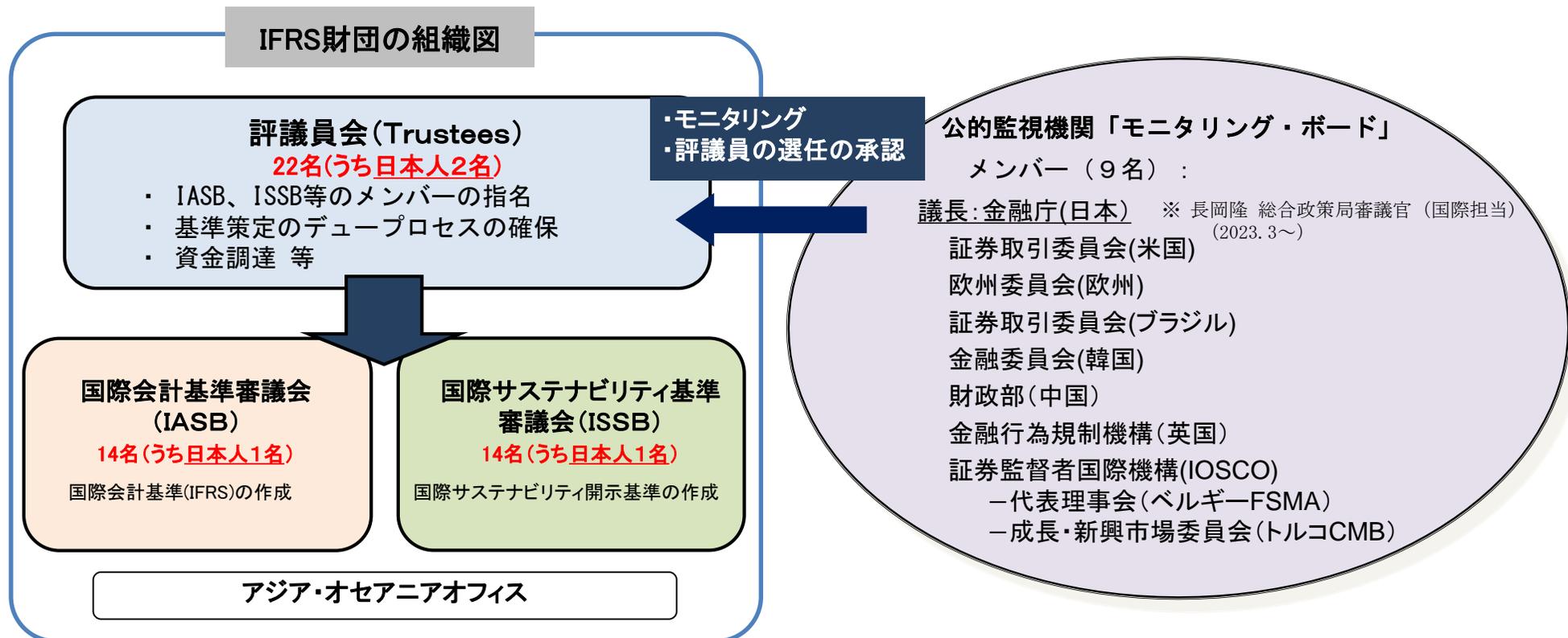
- 企業会計審議会(2009年6月)が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」において、我が国のIFRS任意適用の方針について、「連結財務諸表のみIFRSを適用(連結先行/ダイナミックアプローチ)」とされた。
- 当該中間報告において、個別財務諸表にIFRSを適用することについて、以下のような様々な考え方が述べられている。
 - 連結財務諸表は、個別財務諸表をベースに作成されており、連結財務諸表と個別財務諸表とで適用基準が異なれば、企業の財政状態や経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることになり、財務諸表利用者の判断を誤らせるおそれがあることや、2つの基準で財務諸表と作成するコストに鑑み、個別財務諸表についても連結財務諸表との整合性を重視しIFRSを作成すべきという考え方がある。
 - 個別財務諸表は、国際的な比較可能性の面からは、連結財務諸表ほど重視されていないことや、会社法・法人税法との関係の整理のための検討・調整が必要となることから、個別財務諸表へのIFRSの適用は慎重な考え方もある。

概念フレームワーク

- 「概念フレームワーク」は、企業会計(特に財務会計)の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、会計基準の概念的な基礎を提供し、それによって、会計基準に対する理解が深まり、その解釈についての予見可能性も高まるものと考えられている。また、財務諸表の利用者に資するものであり、利用者が会計基準を解釈する際に無用のコストが生じることを避けるという効果も有するものとされている。
- 現在、国際会計基準審議会(IASB)や米国財務会計基準審議会(FASB)といった海外の会計基準設定主体においては、会計基準の開発や関係者の理解を支援することを目的として「概念フレームワーク」を作成している一方で、我が国の会計基準設定主体であるASBJは、2004年に「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」」を公表したものの、本格的な「概念フレームワーク」の開発には至っていない。
- 「概念フレームワーク」の開発については、首尾一貫した会計基準の開発や国際的に我が国の会計の考え方を意見発信する際に役立つという考えがある一方で、本格的に開発に取り組む場合、ASBJの他の日本基準の開発作業(IFRSとのコンバージェンス等)との調整が必要なため、開発のタイミングは慎重な判断が必要であり、また、サステナビリティ開示基準と会計基準の関係を整理が必要であるとの考えもある。

国際会計人材の育成(サステナビリティ開示人材を含む)

- ❑ 我が国は、IFRS財団等の日本人委員を通じて、継続的にIFRSの設定やガバナンスに一定の関与をしている。
- ❑ FASFは、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材を育成するため、「会計人材開発支援プログラム」を実施し、また、国際会議の場で活躍している人材との交流やIFRS最新の動向等について共有する機会の提供を実施しているところ。
- ❑ 一方で、2021年にIFRS財団の傘下に国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) が設立されたことに伴い、我が国において2022年にサステナビリティ基準委員会が設立された。国際会計人材だけではなく、サステナビリティ開示等の知識・経験を有する人材の育成等についても重要である。



目次

- I. IFRSに係るこれまでの取り組み
- II. IFRSに係る昨今の状況及び論点
- III. のれんの会計処理関連

IASBにおける暫定決定(2022年11月)

- IASBは、2009年に公表したIFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー(Post-implementation Review)を踏まえ、のれんの償却等を再導入すべきか等を含むプロジェクトを開始した。
- IASB(2020年3月)が公表したディスカッション・ペーパー「企業結合-開示、のれん及び減損」については、我が国の会計基準に係る関係者からのれんの再導入に係る意見書が提出された。
- IASB(2022年11月)は、のれんの会計処理について非償却(減損のみ)を継続することを暫定決定した。

○ IFRS財団「In Brief-企業結合-開示、のれん及び減損」(2023年1月31日)(抄)

多くのIASBメンバーは、のれんの償却の検討がIASBのリソースと利害関係者のリソースに与える影響を考慮した。提供された豊富な証拠を包括的に全て検討した結果、投資者に提供される情報を改善するため、またはコストと複雑さを軽減するために、のれんの償却の再導入を検討することを正当化するために必要な事実を示す説得力のある証拠は存在しないと判断した。したがって、のれんの会計処理に減損のみのモデルを維持することにした。11名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。つまり、変更するために必要な事実を示す説得力のある証拠がなかった。それでも、IASBメンバーの一部は、もしどちらのモデルを好むかと尋ねられたとしたなら、のれんの償却の再導入を支持したであろう。

我が国におけるのれんの会計処理に係る議論 等

- 我が国におけるのれんに係る会計処理について、経済団体の一つである経済同友会(2022年4月)が下記の提言をしている。

○ 公益社団法人 経済同友会「創業期を越えたスタートアップの飛躍的成長に向けて」(2022年4月12日)(抄)

Ⅲ. 創業期を越えたスタートアップがさらなる成長曲線を描くために

① M&Aの阻害要因となる「のれんの規則的償却」の見直し

- ✓ 規則的償却を定める日本基準を見直し、IFRSや米国基準に合わせるべき。または日本基準でも一定要件の下、実態に合わせて処理方法を選択可能にすべき。

Ⅲ. 創業期を越えたスタートアップがさらなる成長曲線を描くために

1. ファイナンス

① M&Aの阻害要因となる「のれんの規則的償却」の見直し

M&Aの際に発生する「のれん」の会計処理には、現在、二つの方法が存在する。一定期間に規則的な償却を行う日本基準に則った方法と、規則的償却を行わず毎期ごとに価値を評価し、必要な減損処理を行う国際財務報告基準(IFRS)・米国基準に則った方法がある。

IFRSや米国基準では、「のれん」の規則的償却を行わないため、M&Aを積極的に行いやすい反面、導入による負担が大きいことと、年単位での準備時間が必要なため、国内のスタートアップが機動的に導入することは難しい。一方、導入の負担が小さい日本基準の場合、「のれん」の費用を毎年処理する必要があるため、「のれん」が価値の大半を占めるスタートアップの買収を行うと、「のれん」の償却によって後年度一定期間の収益が圧迫され、スタートアップ同士のM&A戦略並びに中堅・大企業による買収を阻害する恐れがある。特に上場して間もない、比較的規模がまだ小さいスタートアップは、前記の通り、財務諸表の詳細を正しく理解し、長期的な目線を持つ機関投資家による投資が少ないことから、財務諸表の見栄えで株価が左右され、「のれん」の大きな成長企業を買収することが困難になる。また、M&Aを通じてグローバルに展開しようとした場合でも、のれんの償却負担もふまえて価格設定をせざるを得ず、他国の企業との入札競争で競り負けるリスクも高く、グローバルな成長の阻害要因ともなる。

したがって、日本基準における「のれん」の償却を見直し、IFRSや米国基準¹⁶に合わせるべきである。もしくは、日本基準を適用している企業でも、一定の要件の下で、合理的な理由がある場合には、会計処理方針を開示することを前提に、企業の実態に合わせて「のれん」の処理を選択できるよう基準を見直していくべきである。

16:IFRSにおける「のれん」の処理方法は議論があり今後変更となる可能性も否定できないが、圧倒的にスタートアップが多く誕生し成長する米国基準はのれんの償却がない。

(出所) 公益社団法人 経済同友会 「創業期を越えたスタートアップの飛躍的成長に向けて」(2022年4月12日)

(注) 上記の経済同友会の提言の公表後、2022年6月に米国財務会計基準審議会(FASB)はのれんに関するプロジェクトについて、優先順位を下げ、基準開発から除外することを暫定決定。また、同年11月、国際会計基準審議会(IASB)においては、のれんの会計処理について非償却(減損のみ)を継続することを暫定決定。

2022年11月28日
新しい資本主義実現会議決定

6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進

(6) M&A を促進するための国際会計基準（IFRS）の任意適用の拡大

- 日本の会計基準では、のれんの処理について定額法等により規則的に償却を行うと定められている。のれん償却費が買収企業の収益を継続的にすることになるため、この会計基準が企業によるM&Aを慎重にさせる要因となっているとの声がある。このため、企業に対して、のれんの償却を行わない国際会計基準（IFRS）の任意適用を拡大することを促す。

我が国におけるのれんに関する国際的な意見発信(2020年12月)

- IASB(2020年3月)が公表したディスカッション・ペーパー「企業結合-開示、のれん及び減損」について、企業会計基準委員会(ASBJ)、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会等の日本の関係者(2020年12月)は、のれんの償却の再導入を求める意見書を提出。
- 減損のみモデルに関する減損損失の十分性と適時性の問題(「too little, too late問題」)への対応の他、償却の主な論拠は以下の通り。

団体名

各団体からの主な意見

企業会計基準委員会

- のれんは取得において支払と交換に獲得されたものであり、我々は、のれんは主として超過収益力を表す資産で、耐用年数が有限の減耗性資産であると考えている。償却はのれんの費消を反映するものであり、我々は、取得後に稼得する収益に対応して、その支払コストの償却費用を各期の当期純利益に反映させることで、財務諸表利用者に取得後の成果に係る有用な情報を提供すると考えており、のれんに対して償却を伴う減損アプローチを適用すべきと考えている。

日本経済団体連合会

- のれんは投資原価の一部であり、技術力、ノウハウ、顧客基盤、人的資源等が主なものである。その価値は、技術革新、市場の変化、転退職等により減価する。もし永続するものがあれば、通常は、耐用年数を確定できない無形資産として計上すべきものである。【のれんの減耗性】
- のれんは事業を取得するために生じたコストであることから、取得の便益(収益、コスト削減など)を認識する期間に配分すべきである。のれんを償却することで、取得後の企業の純利益をより適切に反映することができ、投資の成果の適切な把握につながる。【投資の成果の適切な把握】

日本証券アナリスト協会

- のれんの減損損失の認識がtoo little, too lateという問題は、IFRSがのれんを非償却へ変更した2004年以降に顕在化したものである。減損の遅延認識によって期間損益の変動リスクが高まると共に、のれんの多額な残高が長期間にわたって貸借対照表に滞留する企業が増えて、財務諸表の有用性が低下しているように思われる。

日本公認会計士協会

- のれんに含まれる主要素は企業結合取引ごとに異なり、主要素である取得日時点におけるシナジーや超過収益力などの要素の価値は、多くの場合、企業結合後の期間にわたって減少すると考えている。償却を通じて価値の減少を財務諸表に反映すべきである。

我が国におけるのれんの会計処理に関する研究

- 徳賀芳弘京都大学名誉教授らは、「のれんの会計処理に関する調査とその分析」を実施。
- 当該調査及び分析は、2019年から2021年に、のれんの事後処理に係る質問票調査等によって、財務諸表作成者、利用者及び監査人を対象に実施され、回答があった財務諸表作成者の約7割、利用者の約6割及び監査人の約9割が「のれんの規則的償却+減損処理」を支持する結果。

※回答者は、経団連加盟企業263社、経団連非加盟の上場企業184社、アナリスト130名、監査人620名

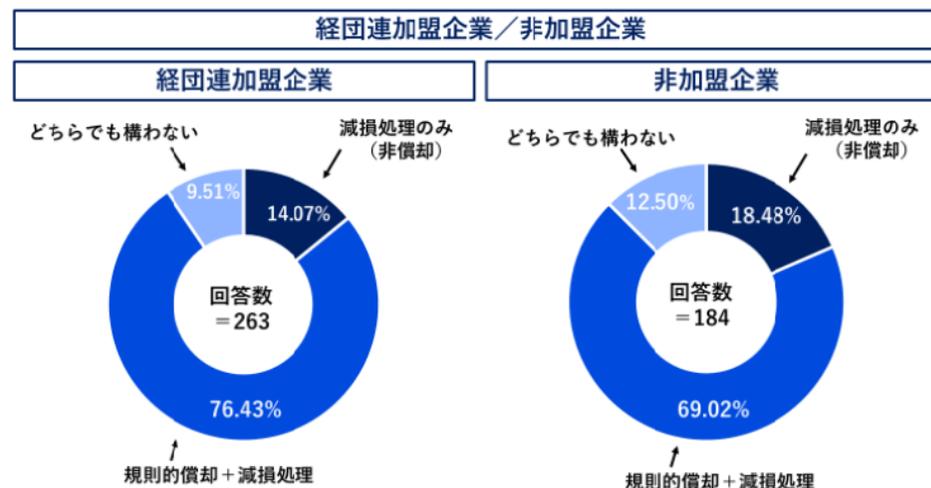
- 主な償却を支持する理由：「適切な期間配分によって収益と対応させるため(投資の回収計算)」「のれんが表す超過収益力は市場競争によって徐々に減価するから」「他の償却性資産の会計処理との整合性」等

質問: のれんについて画一的な会計処理方法が求められる場合に、貴社にとってより望ましい会計処理は「減損処理のみ(非償却)」ですか、それとも「規則的償却+減損処理」ですか。(選択肢は、「減損処理のみ(非償却)」「規則的償却+減損処理」「どちらでも構わない」)

図表3 「減損処理のみ」 vs. 「規則的償却+減損処理」の三者比較

	作成者		利用者	監査人
	全体	のれん計上		
①減損処理のみ	71 (15.88)	37 (14.80)	26 (20.00)	41 (6.61)
②規則的償却+減損処理	328 (73.38)	193 (77.20)	81 (62.31)	555 (89.52)
③どちらでも構わない	48 (10.74)	20 (8.00)	23 (17.69)	24 (3.87)
合計	447 (100.00)	250 (100.00)	130 (100.00)	620 (100.00)

(注) 徳賀他(2020)図表2-5、図表2-26および山下他(2021)図表3-1をもとに作成。各列、上段に回答件数、下段の括弧内に割合(%)が示されている。



のれんの償却と(償却せずに)減損のみを行うアプローチの選択適用

- のれんの償却と(償却せずに)減損のみを行うアプローチの選択適用に関しては、日本基準においてもIFRSにおいても過去議論が行われたものの、基準上認められていない。その根拠は以下の通り。

日本基準: 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」

・結論の背景

108. なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月 企業会計審議会)の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理が行われることになる。このような「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととした。

IFRS: IAS第36号「資産の減損 (Impairment of Assets)」

・結論の根拠(2004年)

BC131B 取得したのれんの当初認識後の適切な会計処理を検討する際に、当審議会は次の3つのアプローチを検討した。

- (a) 定額償却。ただし、のれんの減損の可能性を示す兆候がある場合には、いつでも減損テストを行う。
- (b) 償却しない。ただし、毎年、又はのれんの減損の可能性を示す事象又は状況の変化がある場合には、それより 高い頻度で減損テストを行う。
- (c) 企業に(a)又は(b)の選択を認める。

BC131C 当審議会は、(a)と(b)のアプローチの間の選択を企業に認めるべきではないとの結論を下し、ED 第3号「企業結合」へのコメント提出者の中でこの論点に明確な見解を表明した人々はおおむねこれに同意した。そのような選択を許した場合には、財務諸表利用者に提供される情報の比較可能性と信頼性がともに低下するので、情報の有用性が損なわれる。

(注) IASB 2022年11月ボード会議のスタッフペーパーにおいて、償却と(償却せずに)減損のみを行うアプローチの選択適用に関して以下の記載が行われ、IASBはのれんの償却の選択適用を認めない決定を行った。

● 以下の理由から、2004年の結論を引き続き支持。

- のれんの会計処理(償却と減損)に関する会計方針の選択を認めることにより、財務諸表利用者が企業間比較を行うために多額の費用が必要となりかねない。追加開示を行ったとしても、これらの追加費用の発生を回避できるか疑問である。
- のれんの償却と減損に関する企業間の選択の相違に関する情報が有用だとは考えられない。会計方針の選択はのれんに関する企業間の見解の相違や、その他の要因(例: 損益計算書における償却費が配当可能利益に与える影響)によるためである。